

(様式①)

事 業 計 画 書 目 次

[健康福祉局]

7款 2項 3目

(単位:千円)

計画 書頁	事 業 名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規 ・ 拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	特別障害者手当等給付事業	1,373,350	360,055	1,272,500	319,960	100,850	40,095	
	計	1,373,350	360,055	1,272,500	319,960	100,850	40,095	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	障害自立支援課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	7 款 2 項	3 目	政策群番号	07	施策群番号 15
事業名称	特別障害者手当等給付事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	1,373,350	1,011,422	1,596	277	0	360,055
令和7年度	1,272,500	950,351	2,052	137	0	319,960
増▲減	100,850	61,071	▲456	140	0	40,095

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	1,197,436	1,258,648	1,380,787	1,409,532	1,439,242
市債+一般財源	301,345	317,442	346,710	353,896	361,324
決算 事業費	1,168,493	1,231,868			
市債+一般財源	296,682	300,146			

事業概要 (アクティビティ)	<p>①在宅の重度及び最重度障害児者に、その障害から生じる負担の軽減を図るために手当を支給します。 ②国民年金等の公的年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことのできない在日外国人障害者等の福祉の向上を図るために、福祉給付金を支給します。 ④終了した①身体障害者更生資金貸付金事業及び②障害者住宅整備資金貸付金事業の償還金対応事務を行い、債権管理を行います。</p>							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特別障害者等手当支給件数	単位	目標	52,484	51,646	51,497	52,857	53,680	54,536
	件	実績	50,678	51,574				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
手当受給による重度障害者の経済的負担軽減	単位	目標	1,191,055	1,251,648	1,267,163	1,348,731	1,376,497	1,405,241
	千円	実績	1,163,766	1,227,840				
事業目的	<p>①精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常に特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ります。 ②対象者に手当を支給することで、生活の安定を図ります。 ④(1)昭和34年度から貸付(貸付限度額150万円(設備資金100万円・運転資金50万円)・据置期間1年・償還期間9年・無利子)及び償還事務を実施してきましたが、平成15年3月に貸付事業を終了し、平成16年度から償還事務を行っています。 (2)昭和48年度から貸付(貸付限度額300万円・据置期間6か月・償還期間9年6か月・年利3%・元利金等払)を実施していましたが、平成3年度末に貸付事業を終了し、その後は償還事務のみを行ってきました。平成14年3月に貸付金の償還期間が終了していますが、未償還額が残されていることから、引き続き未償還者に対する返還金の催告等の償還事務を行っています。 個々の状況に応じて引き続き管理を行うもの、償還金の放棄処理をするもの等の整理を行い、適切な債権管理に努めます。</p>							
背景・課題	<p>特別障害者手当は、障害者の生活の基盤となる所得補償制度を確立するため、障害基礎年金とあわせて創立されたものであり、障害基礎年金が障害により失われた獲得能力の補填を目的とするに対し、本手当は重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を図ることを目的として設立されました。</p>							
根拠法令・方針決裁等	<p>①特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条及び第26条の2 ②横浜市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱④横浜市身体障害者更生資金貸付金償還事務要領(平成16年3月31日)、横浜市高齢者及び障害者住宅整備資金貸付金償還事務要領(平成4年4月1日)等</p>							
根拠・データ等	<p>これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。</p>							
事業スケジュール	<p>①・5月、8月、11月、2月：定例支給 ②・8月：所得状況届提出 ③・6月、9月、12月、3月：支給 ④・7月：現況届提出 ③・4月納付書発送 ④・同上</p>							
事業開始年度	<p>①昭和61年度 ②平成7年度 ③平成16年度 ④平成4年度</p>							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 特別障害者手当等給付事業	1,348,731	1,267,163	81,568	受給者増による増
	2 在日外国人障害者等福祉給付金支給事業	3,654	4,698	▲1,044	受給者減による減
	3 障害者手当等事務費	20,938	612	20,326	福祉保健システム改修による委託料の増
	4 身体障害者更生資金貸付金等償還事務費	27	27	0	

細事業合計	1,373,350	1,272,500	100,850	
-------	-----------	-----------	---------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 飯野 正夫	係長 宇野 紘子	
--	-------------	-------------	--